



エール少額短期保険

〔引受保険会社〕

エール少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第76号

〒104-0043 東京都中央区湊2-2-8 CKビル4階

ご契約内容に関するお問い合わせ／苦情・相談窓口

0120-888-727

保険金請求に関するお問い合わせ

0120-000-455

(土・日・祝日等を除く)

<https://yell-lpi.co.jp>

〔募集代理店〕

選ぶことは
守ることは

個人型 法務費用保険

弁護士保険コモン



『パパ活』・『セクハラ』・『ネット炎上』・『離婚問題』・『近隣問題』などに、もしもの備えを。

弁護士保険コモン+は
個人に突然降り掛かる法的トラブルの発生を防ぎ、
いざというときにあなたを守るための保険です。



法的トラブルは**弁護士**に相談を！



契約者
特典



法的トラブルを予防
**3つの
安心サポート**



実際に起きたトラブルに
**法務費用の
補償**

「弁護士に相談できるサービス」や
「弁護士にかかる法務費用の補償」を受けることができます。

法的トラブルを未然に抑止し
円満な解決を図れるよう、
弁護士がアドバイスいたします。

■契約者をサポートする「契約者特典」

突然降り掛かる法的トラブルの解決をサポートする付帯サービスです。



ハラスメント
ヘルプナビ
パワハラやセクハラ
などのトラブル時
弁護士に対応を相談



●ハラスメント行為(いやがらせ)を繰り返させないためにどのような法的対応が取れるのか相談できます。

※1回の相談につき最大20分まで無料



ネットストーカーなどの
トラブル時、
弁護士に対応を相談



●匿名掲示板やSNS上の誹謗中傷やネット上のつきまといを繰り返させないための弁護士情報を提供いたします。

※1回の相談につき最大20分まで無料



子どものいじめ
ヘルプナビ



子どものいじめトラブル時、**弁護士**に対応を相談

●いじめの証拠集めの方法や学校への相談の仕方についてアドバイスを受けられます。

※1回の相談につき最大20分まで無料



示談交渉人
案内サービス

トラブルの相手方と
示談交渉を行う**専門家
(弁護士)**の情報を提供



●刑事事件、賠償金請求など、示談による解決を得意とする専門家(弁護士)の情報を提供いたします。

※示談交渉人(弁護士)の情報提供のみが無料となります。



冤罪
ヘルプナビ

痴漢に間違われたなど
の冤罪トラブル時、
弁護士にヘルプコール



●弁護士に連絡が取れるまでの間、音声にて初動対応をガイダンスいたします。

●事件発生後48時間以内の弁護士への相談料や接見費用は当社が全額負担いたします。

※冤罪でなかった場合は、すべてご利用様のご負担となります。

■法的トラブルを予防する「3つの安心サポート」

法的トラブルの予防と早期解決のための付帯サービスとして、ご利用いただけます。



弁護士直通
ダイヤル



法的トラブル時に
弁護士に
直接電話で相談

●私生活上のトラブルに関する初期相談を弁護士に直接電話で相談できます。

※1回の相談につき最大20分まで無料

●契約書や書面チェックの場合、弁護士が内容確認し、30分で対応可能な範囲か判断します。

●契約書のチェックや相談は同一事案につき、30分程度の内容までが無料



法律文書
チェックサービス



契約書や契約内容、
内容証明郵便などへの
対応を**弁護士**に相談



弁護士
検索サポート



相談内容に
応じた
弁護士を検索

●トラブルの内容に応じた弁護士探しをサポートします。

●24時間365日、何度も無料でご利用いただけます。

●ただし選定された弁護士の対応は平日のみとなります。

※1回の相談につき最大20分まで無料

法的なトラブルに巻き込まれたときに、
必要となる弁護士などへの費用を
補償いたします。

■弁護士にかかる「法務費用の補償」

法律相談料や、着手金、日当、手数料、事件終了時の報酬金などの弁護士費用を補償いたします。

法律相談料保険金



★★ ここが新しくなりました!

弁護士などへの相談によって生じた法律相談料や手数料等の実費を補償

- 法律相談の実費が補償されるので、気兼ねなく弁護士へ相談することができ、トラブルの早期解決やトラブルの拡大防止につなげることができます。
- 法律相談に付随して発生した手数料・日当などの費用も補償対象となります。内容証明郵便にかかる費用なども補償され、よりトラブルの早期解決ができます。

※1事案あたりの限度額などご利用には上限があります。

法律相談に付随して発生した手数料・日当等の費用が法律相談料保険金の支払対象となりました。

これにより▶▶▶ 法律相談に付随した内容証明郵便の作成費用も補償の対象になりました!

法務費用保険金



弁護士などへの事件委任によって生じた着手金や手数料・日当、報酬金を補償

- 事件委任時に必要となる着手金リスクや事件終了時に必要となる報酬金リスクを軽減することができます。
これによりこれまで諦めていた法的トラブルにも泣き寝入りすることなく対処することができます。

※1事案あたりの限度額などご利用には上限があります。

お支払いする保険金の計算方法

着手金(委任契約時)	=	基準法務費用 ^{※1} - 免責金額 ^{※2}	×	基本てん補割合
手数料・日当	=	基準法務費用 ^{※1}	×	基本てん補割合
報酬金(事件終了時)	=	基準法務費用 ^{※1}	×	基本てん補割合

※1 基準法務費用とは、保険金の計算の基準となる弁護士報酬などの額として、普通保険約款に定めた方法で算出した金額です。
※2 免責金額とは、法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く金額のことです。免責金額は、同一保険期間での法的トラブル回数によって金額が異なります。
1回目5万円／2回目10万円

■必要な補償を選べる「特約」

以下の特約を契約時に付保することができます。

**法律相談料
保険金不担保特約**

法律相談料保険金を不担保(対象外)とすることで、保険料を安くすることができます。

**免責金額
ゼロ特約**

法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く金額を0(ゼロ)として取り扱う特約です。

**道路交通事故
不担保特約**

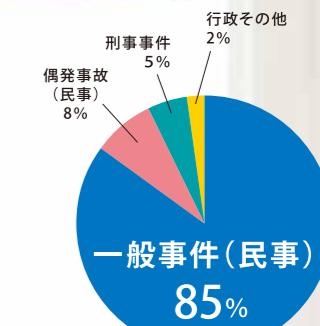
道路交通事故について、保険金を支払わないとすることで、保険料を安くすることができます。

一般生活上のあらゆるトラブルを幅広く補償

■偶発事故と一般事件

偶発事故とは、突然の予測不可能な原因により起こってしまった事故のことです。
具体的には交通事故や火災、自転車事故などがこれに該当します。

一般事件とは、偶発事故には分類されない一般的な事件を指します。
具体的には離婚の問題や遺産相続のトラブル、労働問題などがこれに該当します。



東京三弁護士会における
有料法律相談の内容別内訳
(2016年度) 弁護士白書より

弁護士保険コモン+は、一般事件も偶発事故も、同じように十分な補償をご提供します。

弁護士保険で最も大事なのは、一般事件の補償額です。

民事トラブルの85%を占める一般事件が対象外だったり補償が小さかったりすれば、せっかく弁護士保険に加入していても、いざというときに役に立たない可能性が高まります。

■支払対象となる主な法的トラブル



※責任開始日から一定期間の間(待機期間3ヶ月、不担保期間1~3年)に発生した法的トラブルについては、保険金が支払われません。
詳しくは後述のご契約にあたっての注意事項「待機期間と不担保期間」を参照ください。

■こんな場合にも保険が使えます

弁護士保険コモン+は、法律相談や、示談交渉、訴訟・調停の他、次のような場合にも補償の対象となります。

書面による鑑定

書面によって依頼人の法律問題に対して判断をしたり、意見をすることです。
事案特有の専門知識や複雑な法律問題が関係することも多く、事実関係や法律・判例調査も必要なので、法律相談とは区別されます。
書面によらない場合は、法律相談に含まれます。

証拠保全

訴訟において、裁判所があらかじめ証拠調べをしておかなければ、のちにその証拠を使用することが難しくなる場合に、事前に証拠を確保しておくための手続をいいます。

法律関係調査

弁護士は、職務上、他人の戸籍や住民票をとることができます。
また、「弁護士法23条照会」により、金融機関・支店の預金の種類・変動・残高を調べたり、特定の口座名義人の住所・氏名や、携帯電話番号から契約者・使用者の住所・氏名を調べることができます。こうした事実関係の調査をいいます。

内容証明郵便の作成

トラブルの相手方に対して、代金を支払うよう請求したり、または問題行為を止めるように警告したりするときに必要な内容証明郵便の作成を依頼できます。

裁判書類の作成

訴状・答弁書・準備書面などの訴訟のために必要な書類、その他、裁判所に提出する申立書の作成を依頼できます。

インターネット記事の削除請求

インターネットのプロバイダーに対して、記事の削除や発信者情報の開示を請求することができます。

選べる3つのプラン。 あなたにあった 補償と保険料を…。

	報酬金までガッチャリ 補償するなら	複数回のトラブルに 備えるなら	まずはお試しで 加入するなら
■保険料・保険金額			
	ステイタス+	レギュラー+	ライト+
法務費用 保険金	通算限度額 ^{※1} 3,600万円	1,200万円	360万円
	年間限度額 ^{※2} 600万円	200万円	60万円
	1事案限度額 300万円	100万円	30万円
	基本 てん補割合 100% / 100%	着手金／報酬金 100% / 50%	着手金／報酬金 100% / 0%
法律相談料 保険金	年間限度額 ^{※2} 30万円	10万円	10万円
	1事案限度額 55,000円	22,000円	11,000円
保険料	月払 4,980円/月	2,480円/月	1,080円/月
	一括払 58,800円/年	29,300円/年	12,700円/年

※1 最初の契約日以降、すべての保険期間の保険金支払額を合計した金額。
※2 同一の保険期間(1年間)における総支払額の限度額。

★★ ここが
新しくなりました!
従来のプランより、基本てん補割合が大きくUPしました!
着手金はすべて **100%** 報酬金もステイタス+は **100%**

■特約

	ステイタス+	レギュラー+	ライト+
免責金額ゼロ特約	420円/月 4,900円/年	420円/月 4,900円/年	420円/月 4,900円/年
法律相談料保険金不担保特約	-1,000円/月 -11,800円/年	-500円/月 -5,900円/年	-200円/月 -2,400円/年
道路交通事故不担保特約	-400円/月 -4,800円/年	-210円/月 -2,600円/年	-120円/月 -1,500円/年

※不担保特約を付加した場合、保険料が安くなります。

※法律相談料保険金不担保特約は10等級の場合です。

ご契約にあたっての注意事項

■保険料等級

- 保険金の支払実績に応じて決定される等級(1等級～20等級)で、毎年の保険料が増減します。

- ご契約当初の等級は10等級からスタートします。

※レギュラーの保険料と等級のイメージ

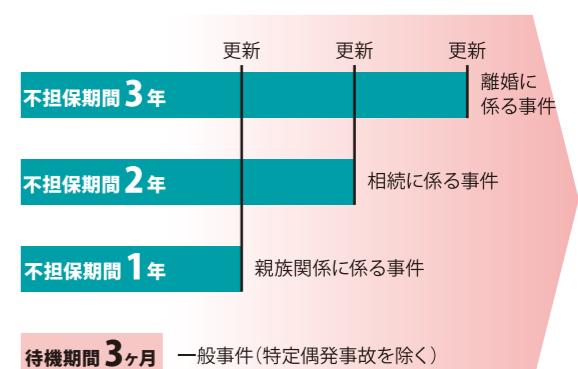


■待機期間と不担保期間

- 責任開始後、一定の期間に発生した原因事故については、保険金支払いの対象とならない場合があります。

- 道路交通事故などの偶發的な事故(『特定偶發事故』といいます)を除く、一般事件について、責任開始日から3ヶ月以内に発生した原因事故については、保険金をお支払いできません。この期間を待機期間といいます。

- 離婚・相続・親族関係のトラブルについて、責任開始日後一定期間内に発生した原因事故は、保険金をお支払いできません。この取り扱いを特定原因不担保といい、保険金をお支払いしない期間を不担保期間といいます。



■法務費用保険金の支払回数限度について

- 法務費用保険金の支払いは、1年間に2回を限度します。



■支払対象外の法的トラブルと免責事由

- 次の表で「×」印があるものは、保険金の支払対象外です。
- その他の支払対象外・免責事由については、普通保険約款にてご確認ください。

法的トラブルの内容	法律相談料保険金	法務費用保険金
相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの	×	×
共有物の分割、境界の確定または筆界の特定に係るもの	×	×
自己破産および債務整理事件	○	×
行政・税務不服申し立て、行政・税務事件訴訟	○	×
金銭消費貸借契約に係る事件、およびその民事執行手続	○	×
事業資金の出資、有価証券投資に係る事件	○	×
刑事事件、少年事件、医療観察事件	○	×

※法務費用保険金の支払対象となる原因事故は、その管轄裁判所が日本の裁判所であり、かつ、日本の国内法が適用されるものであることを要します。

免責事由	法律相談料保険金	法務費用保険金
次の事由に起因・付随・随伴して生じた原因事故	×	×
戦争その他の変乱、暴風雨・豪雪・地震・津波・その他の異常な自然現象・核物質の作用、大気汚染・地盤沈下・液状化など、発がん性物質の作用	×	×
保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による次の加害行為	×	×
殺人・暴行・その他の他人の生命を害する行為、住居侵入・脅迫・強制わいせつ・強要・その他の他人の自由を害する行為、窃盗・詐欺・器物破損・その他の他人の財産を害する行為、秘密漏洩・名誉棄損・業務妨害の行為	×	×
刑事事件として起訴された行為(当該行為に係る民事上の請求も免責です)	×	×
麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナーなどを摂取した状態で行った行為	×	×
アルコールなどの影響で正常な判断・行動に支障がある状態で行った行為	×	×
保険契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと当社が判断する行為	×	×
次に掲げる者を相手方とするトラブル	×	×
保険契約者、当社、保険金を支払わない相手方として保険証券に記載された者	×	×
被保険者が原因事故の解決を委任した弁護士などとの間で紛争になった場合	×	×

※詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」「普通保険約款」を必ずご確認ください。

ご契約にあたっての注意事項